

Q7-2 台湾の貿易(輸出入)規制品(制限・禁止品)について

台湾の輸出入貿易管理は、ネガティブリストを用いて管理されており、当該リストにないものは開放されています。貿易法第 11 条では「貨物の自由な輸出入を認める。ただし、国際条約、貿易協定または国防、治安、文化、衛生、環境および生態保護または政策上の必要により制限できるものとする。」と規定されています。

經濟部国際貿易局は、輸出入制限貨物の名称および輸出入の関連規定につき、輸出入制限貨物表を編集し公告しました。当該輸出入表に列記された貨物は、表の輸出入規定に基づき許可証の申請を行わなければなりません。ただし、經濟部国際貿易局が公告した輸出入制限貨物表の貨物以外に、一部の貨物はその性質により、その他の法令(Q7-1 に列記された法令をご参照ください)の規制を受ける場合があります。

製品貨物の分類コード(税則番号)による輸出入規定は經濟部国際貿易局のサイトにて検索することが可能です。

<https://fbfh.trade.gov.tw/fh/ap/queryCCRegFormf.do>

輸出入制限貨物表の情報は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.trade.gov.tw/Pages/List.aspx?nodeID=1255>

なお、原産地証明書については貿易法第 20-2 条および「原産地証明書および加工証明書管理弁法」に規定されており、經濟部国際貿易局およびその許可した機関が輸出業者の申請内容を審査の上、適宜発行します。原産地証明書には、台湾が原産地であることを証明するものと台湾が原産地でないことを証明するものがあります。台湾原産品と認定されるためには、以下のいずれかでなくてはなりません。

1. 完全に台湾内で取得または生産されたもの
2. その調達・製造等が複数国にまたがって行われたものに関しては、台湾内で実質的に最終形態に変換されているもの

上記1は、台湾内で採掘された鉱物、動植物、台湾籍船の漁獲物等とそれらの加工品を指します。上記2は、台湾での製造・加工行為の結果、税関輸入税則番号の上 6 桁が変更されたもの、あるいはそれが変わらない場合でも付加価値の 35%以上を台湾内で付加したもののや貿易局の定める重要製造工程を経ている物品を指します。

一方、海峡兩岸經濟協力枠組協定(ECFA)における輸出入手続きにおいて、2010 年 12 月 27 日付公布の「物品貿易アークリーハーベストに適用する臨時原産地規則の行政手続き」は、対中国へのアークリーハーベスト対象品の輸出に関する原産地証明書の発行、申請、再発行、保管、検査および関税優遇の拒否等について別途の規定を設けています。